

第5回海南市水道料金審議会 議事録概要

開 催 日 時	令和5年2月21日（火） 午後1時55分～午後2時30分
開 催 場 所	海南市役所 2階 第4委員会室
議 事	（1）答申書（案）について （2）その他

1. 開 会

海南市水道料金審議会条例第5条第2項の規定に基づき、委員の半数以上が出席しているため、会議は成立していることを報告。

2. 議 事

（1）答申書（案）について

事務局 （資料に基づき説明）

委員 用途別で定めることとした湯屋営業用の料金について、4ページの水道料金新料金表（案）では、基本料金が口径別に設定され、口径別の料金体系として捉えられてしまうのではないかと懸念されること、また、現在、市内に2軒ある銭湯の口径はいずれも40mmであること、及び用途別の料金体系としての明確性・公平性をより確保する必要があることから、基本料金を口径40mmの場合の料金に一本化するのはいかがでしょうか。

委員 今回の提案（基本料金的一本化）で、分かりやすくなると思う。仮に銭湯が新規開業した場合でも提案内容で対応できるのであれば、良いと思う。

会長 ただいまの湯屋営業用の新料金表についての議論をまとめる。現在、市内には2軒の銭湯があり、いずれも口径が40mmのメーターを使用している。今後、銭湯の新規開業があった場合などは、同じ湯屋営業でありながら、口径が異なれば、基本料金が異なり、用途別の料金体系としての公平性が確保できなくなる恐れがある。そういったことから、提案のあった基本料金を1つに統一した場合は、口径の大小に関係なく、同じ基本料金となることから、用途別の料金体系としての明確性及び公平性も担保される。以上のことから、本審議会としては、湯屋営業用の基本料金を、口径40mmの使用料である税抜き271円に給水料金を加えた税抜き18,019円に統一すべきと考えるが、これに異議はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 湯屋営業用の基本料金を税抜き18,019円に統一することと決定した。これに伴い、該当部分を修正し、次回の会議で改めて提示する。続いて、資料5ページ、「3 附帯意見」について、意見・質問はあるか。

委員 各委員から提案された様々な意見を網羅出来ていると思う。

会長 本日の答申書（案）についての議論をまとめる。資料４ページの湯屋営業用の新料金表について、基本料金を 18,019 円に統一し、これに伴い、答申書の「湯屋営業用の新料金表」を、委員配付資料の表に差し替えることとするが、よろしいか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 ただいまの内容を答申書（案）に反映し、次回の審議会では、答申書修正案を確認いただき、答申書を確定したい。

（２）その他

事務局 第６回は３月２０日月曜日の午後２時を予定。

３．閉 会